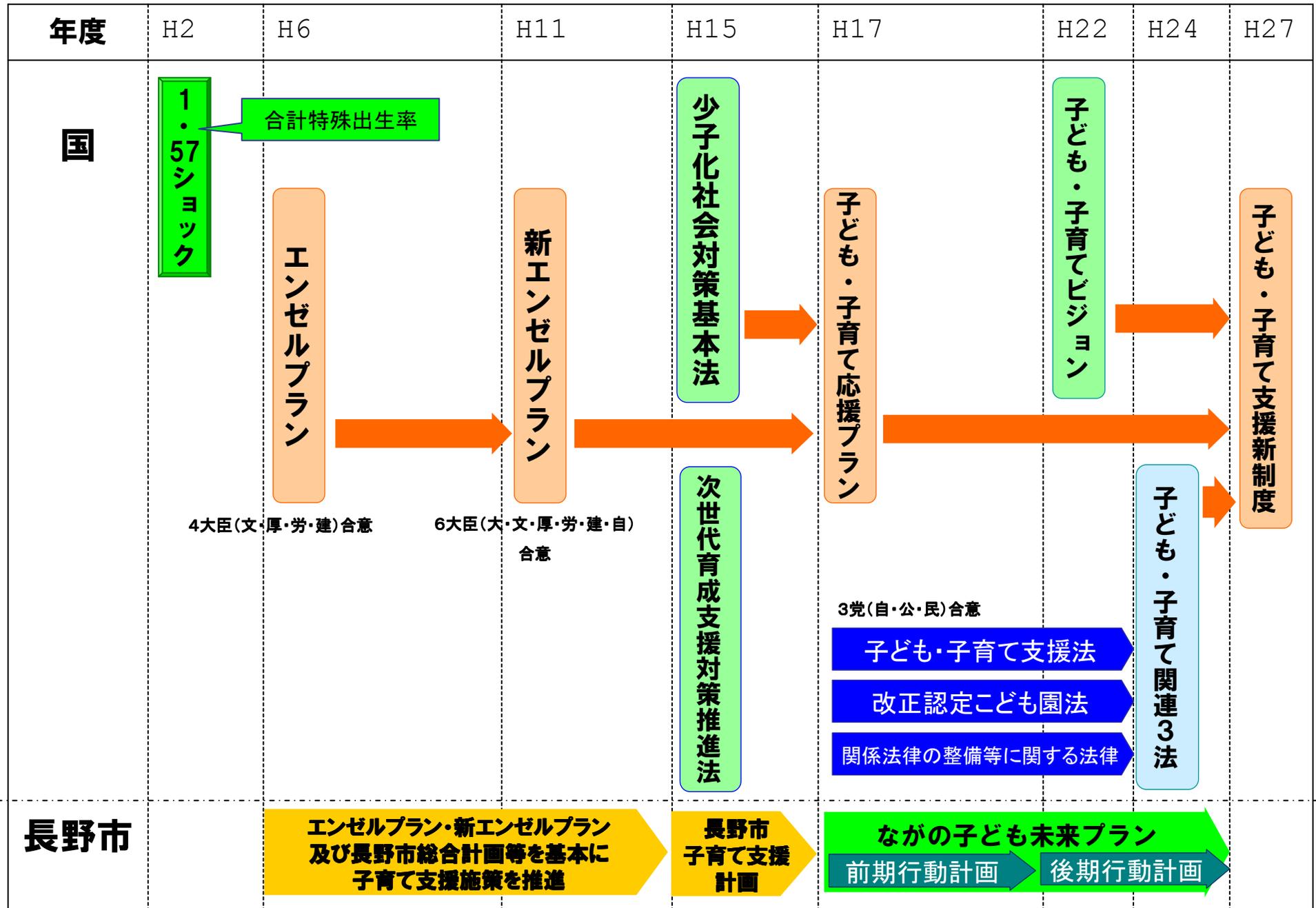
The background features abstract, colorful swirls in shades of purple, green, and blue, interspersed with several yellow triangles pointing in various directions, creating a dynamic and cheerful visual effect.

子ども・子育て支援新制度の概要

保健福祉部保育家庭支援課

少子化対策の経緯



子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後子どもプランなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は、地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定した上で、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

満3歳以上

家庭で保育を受けることができる子ども
(教育・保育施設等を利用しない)
・子育て支援事業

家庭で保育を受けることができる子ども(教育のみ)
・教育
・子育て支援事業
・(保育)

家庭で保育を受けることが困難な子ども
・保育
・子育て支援事業
・(教育)

家庭で保育を受けることができる子ども
(教育・保育施設等を利用しない)
・子育て支援事業

一号認定

二号認定

三号認定

利用希望等の調査・需要の把握

長野市子ども・子育て支援事業計画

計画的な供給体制の整備

子ども・子育て支援給付

・認定こども園、幼稚園、保育所
(施設型給付の対象)

・小規模保育
・家庭的保育
・居宅訪問型保育
・事業所内保育
(地域型保育給付の対象)

※ 施設型給付・地域型保育給付は、
早朝・夜間・休日保育にも対応

地域子ども・子育て支援事業 (対象の範囲は法定13事業)

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後子どもプラン

外

満3歳未満

地域子ども・子育て支援事業

■ 子ども・子育て支援法に掲げる13事業で、地域の子ども・子育て家庭等を対象として、市町村が地域の実情に応じて実施します。

①利用者支援事業

- 子ども及びその保護者が、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを総合的に行う事業

②時間外保育事業

- 支給認定子ども（1号認定子どもを除く。）が、やむを得ず時間外保育（利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に受ける保育）を利用した場合の、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

③実費徴収に係る補足給付を行なう事業

- 世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定める基準に該当するもの支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用等として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン)

- 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

地域子ども・子育て支援事業

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

- ・ 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業

⑦乳児家庭全戸訪問事業

- ・ 市町村の区域内における(原則として)すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

⑧養育支援訪問事業

- ・ 要支援児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業(子ども広場)

- ・ 乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

地域子ども・子育て支援事業

⑪病児保育事業

- ・ 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働等により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所等において、保育を行う事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

- ・ 援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡・調整等の必要な支援を行う事業
- ・ <援助内容>・児童を一時的に預かり、必要な保護を行うこと。 ・児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

- ・ 必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨を行なう事業

■ ①、③、④の事業は、「子ども・子育て支援法」の成立により新設されたものであり、今後、内閣府令として詳細項目が示されてくるものです。

■ ②、⑤～⑬の事業は、「児童福祉法」又は「母子保健法」に基づき、本市において既に実施している事業で、このたび「子ども・子育て支援法」(恒久法)にも位置付けられたものです。

■ 地域子ども・子育て支援事業については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に反映し、本市の実情に合わせて計画的に実施することにより、国、県からの財政的支援がなされます。

子ども・子育て支援新制度のスケジュール

